

中小企業者とその家族を守る

生命傷害 共済



保障を自由に選択
経費負担を抑える
自分だけの共済



最長89歳まで
続けられる
シニアプランあり



3つの特徴

- 1 ご予算に合わせて
自由に保障が選べます
- 2 簡単な健康状態等の
告知のみで
医師の審査は不要
- 3 **祝い金が充実**
企業の福利厚生の充実にも
お役立ていただけます



とうきょう共済
東京都火災共済協同組合

必要な保障を無駄なく選べる
自由設計型の生命傷害共済

経営者・従業員の突然のアクシデントのほか、
お祝い金などの福利厚生にもお役立ていただけます



大きく3つの共済

年齢は保障開始日時点での満年齢となります。

○ 選択できます — 選択できません

死亡もケガも
しっかり保障
生命傷害共済

標準プラン
6~69歳

シニアプラン
70~79歳
新規加入は
74歳まで

シニアプラン
80~84歳
新規加入は
できません

ケガに特化した保障
傷害共済

標準プラン
6~79歳

シニアプラン
80~89歳
新規加入は
84歳まで

死亡保障をお手頃に
生命共済

標準プラン
6~69歳

シニアプラン
70~84歳
新規加入は
74歳まで

死亡・高度障害



病気で死亡
または高度
障害状態と
なったとき

後遺障害



ケガで後遺
障害状態と
なったとき

入院



ケガで入院
したとき

通院



ケガで通院
したとき

手術



ケガで手術
を受けたとき

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

—

○

—

○

○

○

○

○

—

○

○

○

—

○

○

○

—

—

—

—

○

○

—

—

—

—

保障内容（生命傷害共済）（日本国内外を問いません）

死 亡



病気やケガでの死亡



日常生活のケガ



業務中のケガ



交通事故のケガ



自然災害(※)でのケガ

※「地震・噴火・津波」の保障は
天災危険保障特約の付帯が必要です

こんな時のケガ（急激かつ偶然な外来の事故）

その他の特約



天災

天災危険
保障特約

保障範囲限定

交通傷害
のみ
保障特約

簡易
手続き

準記名式
契約特約

医療一時金

がん診断
特約

先進医療
一時金
特約

疾病入院
一時金
特約

祝金給付特約

生存祝金

結婚祝金・
出産祝金

生前
給付

生前共済
金給付
特約

自動継続
できる年齢

新規加入時

健康状態告知
(質問1・2)

職業告知
(質問3)

69歳まで
70歳からはシニアプラン
70~79歳で継続

必要

必要

79歳まで
80歳からはシニアプラン
80~84歳で継続

必要

必要

84歳まで
85歳からは傷害共済シニアプラン
80~89歳で継続

—

—

79歳まで
80歳からはシニアプラン
80~89歳で継続

—

必要

89歳まで

—

必要

69歳まで
70歳からはシニアプラン
70~79歳で継続

必要

必要

84歳まで
85歳からは傷害共済シニアプラン
80~89歳で継続

必要

必要

(※) 先進医療一時金特約または疾病入院一時金特約の付帯時は必要です

健康状態告知（全て「いいえ」であること）

Form for health status notification with questions 1 and 2 regarding cancer, surgery, and current medical conditions.

職業告知（「いいえ」であること）

Form for occupation notification with question 3 regarding various professions.

ここが特徴

● 高齢化社会に対応

シニアプランにより最大84歳まで（傷害共済は89歳まで）自動継続できます。

● 通院共済金の拡充

通院保障は一般的な実日数払いのほかに通院の開始～終了日までの日数で計算する通院期間払いがあります。

● 祝金が充実

祝金給付特約はご結婚・ご出産時の祝金のほか、5年ごと10年ごとの生存祝金があり、企業の福利厚生の充実にお役立ていただけます。

地震・噴火・津波によるケガも保障できます。
（天災危険保障特約の付帯が必要です）

入院・通院は1日目から保障。
入院のない外来で受けた手術も保障
されます。

保障範囲限定の特約を付帯することで
掛金を抑えられます。

自由に選べる保障（標準プラン）

			保障を選ぶ			
死亡・後遺障害の保障	病気の死亡	病気により死亡または高度障害となったとき	1,000万円 200万円	500万円 100万円	400万円 50万円	300万円 30万円
	ケガの死亡	ケガにより事故日から180日以内に死亡または高度障害または後遺障害となったとき (ケガの死亡の場合 保障をプラス) + 交通事故・災害 交通事故や災害により事故日から180日以内に死亡または高度障害または後遺障害となったとき (保障を更にプラス)	+500万円 +50万円	+300万円 +50万円	+200万円 なし	+100万円 なし
ケガの入院・通院保障	ケガの入院・手術	ケガにより入院・手術をしたとき 手術は入院日額の10倍または5倍	入院日額 8,000円	5,000円	3,000円	
		+ 交通事故・災害 交通事故・災害により入院したとき (保障を更にプラス)	入院日額 +2,000円	+1,000円	なし	
	ケガの通院	ケガにより通院したとき (ケガの入院保障を付帯する必要があります)	通院日額 3,000円	2,000円	1,000円	なし
		+ 交通事故・災害 交通事故・災害により通院したとき (保障を更にプラス)	通院日額 +2,000円	+1,000円	なし	
オプション	天災保障	地震・噴火およびこれらによる津波を支払要件に追加します	あり	なし		
	保障範囲限定	保障範囲を限定します ※1 ※2	なし	交通傷害のみ保障特約	就業中の危険のみ保障特約	
	簡易手続き	準記名式契約特約（全員付保）を付帯し、被共済者の記名を省略します (1契約で被共済者5名以上の加入が必要です) ※1	なし	職名等別共済金額用	同一共済金額用	
その他の特約	医療一時金	がん診断特約 がんと診断確定されたとき ※3	25万円	50万円		
		先進医療一時金特約 国内で先進医療による療養を受けたとき	30万円			
		疾病入院一時金特約 病気の治療のため入院し入院日数が20日以上継続したとき	5万円	10万円		
	祝金給付特約	生存祝金 被共済者が生存していたとき	年数 5年ごと	10年ごと	金額 1万円	3万円
		結婚祝金 出産祝金 被共済者が婚姻したとき、被共済者(またはその配偶者)が出産したとき	1万円	3万円	5万円	
	生前給付	生前共済金給付特約 余命6カ月以内と診断されたとき 生命死亡共済金の1/2をお支払い ※3	あり			

— 選択できません

選択例 (P.5-6 下部に説明あり)

生命傷害共済		傷害共済		生命共済	自由設計 (保障を選ぶ から選択)
バランス型保障	祝金型保障	ケガ重点型保障	簡易手続き型保障	死亡疾病型保障	
100万円	50万円	—	—	200万円	万円
+50万円	+50万円	+500万円	+50万円	—	+ 万円
+50万円	なし	なし	なし	—	○あり + 万円 ○なし
3,000円	5,000円	8,000円	5,000円	—	円
120日限度	120日限度	365日限度	120日限度	—	日限度
+1,000円	なし	なし	なし	—	○あり + 円 ○なし
2,000円	1,000円	3,000円	2,000円	—	○あり 円 ○なし
通院期間払い	実日数 90日限度	通院期間払い	実日数 90日限度	—	○通院期間払い 日限度 ○実日数払い
+1,000円	なし	なし	なし	—	○あり + 円 ○なし
あり	あり	なし	なし	—	あり なし
なし	なし	就業中の危険のみ保障特約	就業中の危険のみ保障特約	—	○なし ○交通傷害のみ保障特約 ○就業中の危険のみ保障特約
—	—	なし	同一共済金額用	—	○なし ○職名等別共済金額用 ○同一共済金額用
25万円	なし	—	—	50万円	万円
30万円	なし	なし	なし	30万円	万円
なし	なし	なし	なし	10万円	万円
5年ごと 1万円	5年ごと 3万円	なし	なし	— —	年ごと 万円
なし	3万円	なし	なし	—	万円
あり	あり	—	—	あり	あり
1,610円	1,360円	710円	340円	1,600円	掛金見積もり

※1／天災危険保障特約との同時付帯はできません
 ※2／交通傷害のみ保障特約は + 交通事故・災害 との同時付帯はできません
 ※3／就業中の危険のみ保障特約との同時付帯はできません

共済掛金 月額

掛金見積もり

任意選択

自由に選べる保障 (シニアプラン)

			保障を選ぶ		
死亡・後遺障害の保障	病気の死亡	病気により死亡または高度障害となったとき	200万円 30万円	100万円	50万円
	ケガの死亡	ケガにより事故日から180日以内に死亡または高度障害または後遺障害となったとき (ケガの死亡の場合 保障をプラス) + 交通事故・災害 交通事故や災害により事故日から180日以内に死亡または高度障害または後遺障害となったとき (保障を更にプラス)	+200万円 +30万円	+100万円	+50万円
ケガの入院・手術・通院保障	ケガの入院・手術	ケガにより入院・手術をしたとき 手術は入院日額の10倍または5倍 + 交通事故・災害 交通事故・災害により入院したとき (保障を更にプラス)	入院日額 3,000円 1,500円 750円	100万円	50万円
	ケガの通院	ケガにより通院したとき (ケガの入院保障を付帯する必要があります) + 交通事故・災害 交通事故・災害により通院したとき (保障を更にプラス)	入院限度日数 365日限度 120日限度 ※80歳以上は120日限度のみ	+30万円	+30万円
	ケガの入院・手術	ケガにより入院・手術をしたとき 手術は入院日額の10倍または5倍 + 交通事故・災害 交通事故・災害により入院したとき (保障を更にプラス)	入院日額 +2,000円 +1,000円 なし	+30万円	+30万円
	ケガの通院	ケガにより通院したとき (ケガの入院保障を付帯する必要があります) + 交通事故・災害 交通事故・災害により通院したとき (保障を更にプラス)	通院日額 3,000円 2,000円 1,000円 なし	1,500円	1,500円
オプション	天災保障	地震・噴火およびこれらによる津波を支払要件に追加します	あり なし	1,000円	3,000円
	保障範囲限定	保障範囲を限定します ※1 ※2	なし 交通傷害のみ保障特約 就業中の危険のみ保障特約	なし	なし
	簡易手続き	準記名式契約特約 (全員付保) を付帯し、被共済者の記名を省略します (1契約で被共済者5名以上の加入が必要です) ※1	なし 職名等別共済金額用 同一共済金額用	なし	なし
その他	生前給付	生前共済金給付特約 余命6カ月以内と診断されたとき 生命死亡共済金の1/2をお支払い ※3	あり	あり	あり

— 選択できません

選択例			
生命傷害共済		傷害共済	生命共済
70~79歳 新規加入は74歳まで	80~84歳 新規加入はできません	80~89歳 新規加入は84歳まで	70~84歳 新規加入は74歳まで
100万円	100万円	—	100万円
+30万円	+30万円	+100万円	—
+30万円	+30万円	+30万円	—
1,500円	1,500円	3,000円	—
365日限度	120日限度	120日限度	—
なし	なし	+1,000円	—
1,000円	—	—	—
通院期間払い	—	—	—
なし	—	—	—
あり	あり	あり	—
なし	なし	なし	—
—	—	なし	—
あり	あり	—	あり
3,510円	3,750円	1,460円	3,160円

自由設計 (保障を選ぶ から選択)	
万円	万円
+	万円
○あり + ○なし	万円
円	円
日限度	日限度
○あり + ○なし	円
○あり ○なし	円
○通院期間払い ○実日数払い	日限度
○あり + ○なし	円
あり なし	なし
○なし ○交通傷害のみ保障特約 ○就業中の危険のみ保障特約	—
○なし ○職名等別共済金額用 ○同一共済金額用	—
任意選択	あり
掛金見積もり	

※1/天災危険保障特約との同時付帯はできません
※2/交通傷害のみ保障特約は + 交通事故・災害 との同時付帯はできません
※3/就業中の危険のみ保障特約との同時付帯はできません

共済掛金 月額

●選択例 (標準プラン P.4)

従業員向けに標準的なバランスの良い保障にしたい

バランス型保障

お手頃な掛金で標準的な保障のついたプランがおすすめです。しっかりしたケガの入院通院保障や定期的なキャッシュバック(生存祝金5年ごとに1万円)もあり、どなたにも喜ばれるパッケージです。

月額1,610円 [5年ごとに1万円祝金あり]

若い方が多い職場には…

祝金型保障

結婚や出産時のお祝い金(3万円)と定期的に キャッシュバックのある生存祝金(5年ごとに3万円)が付帯されたパッケージがおすすめです。若い従業員のやる気につながる福利厚生としてもお役立ていただけます。

月額1,360円 [結婚・出産3万円祝金あり]
[5年ごとに3万円祝金あり]

アルバイト・パート従業員が多い職場には…

簡易手続き型保障

手軽に入れるアルバイト・パート従業員向け傷害共済です。告知なし、面倒な申込書や脱退届の提出も不要。毎年の従業員人数の申告だけで手続きができる簡単パッケージです。(1契約で被共済者5名以上の加入が必要)

月額340円

ケガの入院・通院・手術時の共済金のお支払い事例

入院日額 **3,000円** 通院日額 **2,000円** (通院期間払い) 手術保障付きの場合

3月6日に、道を歩いていて段差でつまづき転倒。
 3月6日に、病院で受診。医師がひざ下の骨を骨折していると診断。
 3月8日から入院し9日に手術、12日に退院。
 4月10日まで通院。



入院のお支払い金額

入院期間 3月8日～12日＝5日
 入院日額
 $3,000円 \times 5日$ **15,000円**

手術のお支払い金額

入院日額
 $3,000円 \times 10倍$ **30,000円**

通院のお支払い金額

●通院期間払い
 通院期間 3月6～7日、3月13日～4月10日＝31日
 通院日額
 $2,000円 \times 31日$ **62,000円**

通院は、通院した実際の日数ではなく、**通院期間**でお支払いします。
 (ただしケガの症状と身体部位により支払限度日数(*)があります)
 (*) 下記の傷害通院支払限度日数表に準じます。



●実日数払いの場合では
 通院日 3月6・14・19・22・26・31日、4月10日＝7日
 通院日額
 $2,000円 \times 7日$ **14,000円**

通院した**実際の日数**でお支払いします。(支払限度日数は90日、120日、365日のいずれかを選択できます)

合計お支払い金額 **107,000円**

傷害通院支払限度日数表

診療証明書、診断書の通院期間と次の支払限度日数のうち、いずれか短い日数に基づき傷害通院共済金をお支払いします。

(単位：日)

身体部位 症 状	頭 部	顔 面	頸 部	軀 幹	上 肢	手 指	下 肢	足 指
挫創及び挫減創	50	40	50	40	20	30	30	25
捻 挫	—	—	60	40	25	30	50	20
打撲及び挫傷	50	30	25	40	25	20	40	15
切 創	10	25	25	25	20	30	25	15
熱 傷	20	25	25	30	25	10	35	10
脱 臼 捻挫に準ずる	—	—	—	(椎骨のみ) 60	25	30	60	20

身体部位 症 状	頭蓋骨	頸椎骨	鎖骨 及び 肩甲骨	肋骨	椎骨	上腕骨	前腕骨	手根骨 及び 手指骨	大腿骨	下腿骨	足根骨 及び 足指骨
骨 折 じん 靱帯等損傷	90	120	80	40	90	80	50	45	90	60	45

1. 膝蓋骨・アキレス腱は、下腿骨に含みます。
2. 同一傷害で数部位にまたがるものは、当該傷害部位にかかる対象日数のいずれか長い限度日数とします。
3. 歯の欠損は、顔面挫減創を準用します。
4. 虫さされは、熱傷を準用します。

5. 熱傷は、2度以上の場合は60日とします。
6. 上表中の傷害の症状に該当しない場合であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

保障内容の説明

死亡・高度障害・後遺障害の保障

高度障害保障

高度障害状態となった場合は死亡時と同額をお支払いします。

高度障害状態とは

- 両目の視力を永久に失ったもの
- 言語または咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

後遺障害保障

後遺障害の程度に応じて該当の傷害死亡共済金の4%～100%をお支払いします。

交通事故・災害による死亡・高度障害・後遺障害

交通事故および災害によるケガで傷害死亡共済金（傷害高度障害共済金・傷害後遺障害共済金）が支払われる場合に、交通傷害・災害死亡共済金（災害高度障害共済金・災害後遺障害共済金）を上乗せしてお支払いします。

ケガの入院・通院保障

ケガの入院

ケガにより入院した場合、傷害入院共済金日額×入院日数をお支払いします。

入院限度日数は365日・120日から選択

- ※事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師による治療を開始していなかったときは傷害入院共済金をお支払いしません。
- ※事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の傷害入院に対しては、傷害入院共済金をお支払いしません。

ケガの手術

○傷害手術共済金（1事故1回のお支払いのみ）
ケガで手術をした場合は、以下の通りお支払いします。

- ・入院中の手術：
傷害入院共済金日額の10倍
（日帰り入院による手術を含む）
- ・外来で受けた手術：
傷害入院共済金日額の5倍

※次に該当する手術は支払対象外です。

創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術・抜歯手術

交通事故・災害の入院

交通事故および災害によるケガで、傷害入院共済金が支払われる場合に、交通傷害・災害入院共済金日額×入院日数を、傷害入院共済金に上乗せしてお支払いします。支払限度日数は、傷害入院特約と同一です。

交通事故・災害の手術

○交通傷害・災害手術共済金（1事故1回のお支払いのみ）

交通事故および災害によるケガで、傷害手術共済金が支払われる場合に、以下の通り上乗せしてお支払いします。

- ・入院中の手術：
交通傷害・災害入院共済金日額の10倍
- ・外来で受けた手術：
交通傷害・災害入院共済金日額の5倍

ケガの通院（通院期間払い）

ケガにより通院した場合、傷害通院共済金日額×（通院の開始～終了日までの日数）をお支払いします。

ケガの症状と部位により支払限度日数があります。（P.77傷害通院支払限度日数表に準じます）

※事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師による治療を開始していなかったときはお支払いしません。

※事故の発生の日からその日を含め365日を経過した後の通院に対してはお支払いしません。

交通事故・災害の通院（通院期間払い）

交通事故および災害によるケガで、傷害通院共済金が支払われる場合に、交通傷害・災害通院共済金日額×（通院の開始～終了日までの日数）を傷害通院共済金に上乗せしてお支払いします。

ケガの症状と部位により支払限度日数があります。

ケガの通院（実日数払い）

ケガにより通院した場合、傷害通院共済金日額×通院日数をお支払いします。

支払限度日数は90日・120日・365日から選択

※事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師による治療を開始していなかったときはお支払いしません。

※事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の通院に対してはお支払いしません。

※ギブス等を常時装着したときは、その日数分を通院したとみなします。

交通事故・災害の通院（実日数払い）

交通事故および災害によるケガで、傷害通院共済金が支払われる場合に、交通傷害・災害通院共済金日額×通院日数を、傷害通院共済金に上乗せしてお支払いします。支払限度日数は、傷害通院特約と同一です。

オプション

天災危険保障特約

地震・噴火およびこれらによる津波を支払要件に追加します。

保障範囲限定

保障範囲を限定することで掛金をお安くできる特約です。

①交通傷害のみ保障特約

ケガの原因を交通事故に限定してお支払いします。

②就業中の危険のみ保障特約

就業中に被ったケガに限定してお支払いします。

簡易手続き

○準記名式契約特約（全員付保）

契約者と一定の関係にある者全員を被共済者とし、契約者が被共済者の名簿を備え付けていることを条件に、契約締結時に被共済者の記名を省略できます。

①職名等別共済金額用…役職名・所属名等で、異なる保障をつけられます。

②同一共済金額用…全員同じ保障内容とします。

※1契約証書で被共済者5名以上の加入が必要です。

その他の特約

がん診断特約

契約期間中、次の①～③のいずれかに該当した場合にお支払いします。

- ①初めてがんが診断確定された場合
- ②契約が継続契約の場合で、原発がん（注）が治癒または寛解状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合
- ③原発がん（注）とは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき

（注）契約が継続された初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの契約期間中に既に診断確定されたがんをいいます。

※診断確定日が、がん診断共済金をすでに支払ったがんの診断確定日からその日を含めて1年以内のときはお支払いしません。

※がんが診断確定された時が初年度契約の共済期間の初日からその日を含めて10か月を経過した日の翌日の午前0時より前の場合、共済金をお支払いしません。

※共済期間中に1回の支払を限度とします。

先進医療一時金特約

契約期間中に病気またはケガを被り、かつ日本国内において先進医療を受けた場合にお支払いします。

※お支払い額は、先進医療に係る技術料と同額または30万円のいずれか小さい金額となります。

※同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、これらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。

※共済期間中に1回の支払を限度とします。

疾病入院一時金特約

病気の治療のために入院し、入院日数が20日以上継続した場合にお支払いします。

※共済期間中に1回の支払を限度とします。

※入院終了からその日を含め180日経過した日の翌日以降の再入院は、別の入院とみなします。

祝金給付特約

・生存祝金

加入年数が選択年数（5年または10年）経過することにより、被共済者が生存していた場合に生存祝金額をお支払いします。

・結婚祝金

被共済者が共済期間中に婚姻し、婚姻届を公の機関に提出した場合に結婚祝金額をお支払いします。

・出産祝金

被共済者またはその配偶者が共済期間中に出産し、出生届を公の機関に提出した場合、1子につき出産祝金額をお支払いします。

※結婚祝金・出産祝金特約共通

婚姻または出産および婚姻届・出産届の公の機関への届出が、初年度共済期間の開始の日から10か月以内の場合はお支払いしません。

生前共済金給付特約

病気・ケガにて症状が末期状態となり、公的医療保険制度で認められた範囲の治療を行っても、医学的見地から余命6か月以内と判断される場合、生命死亡共済金の1/2をお支払いします。

※お支払いの場合には、未経過期間の生前共済金相当額の掛金をお支払いいただきます。

※生前共済金支払後は、生命特約の保障額を1/2に減額して継続となります。

- 本書面では、「生命傷害共済」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「生命傷害共済普通共済約款」をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。
- ご契約いただいたときは、この共済をご利用いただく方々にもここに記載されている事項をお伝えください。

契約概要

▶ 共済制度の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

▶ ご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項

用語のご説明

普通共済約款にも「用語の定義」が記載されておりますので、ご確認ください。

【約款】

用 語	ご 説 明
約款	基本となる保障内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる保障内容など普通共済約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【保障の対象者等に関する用語】

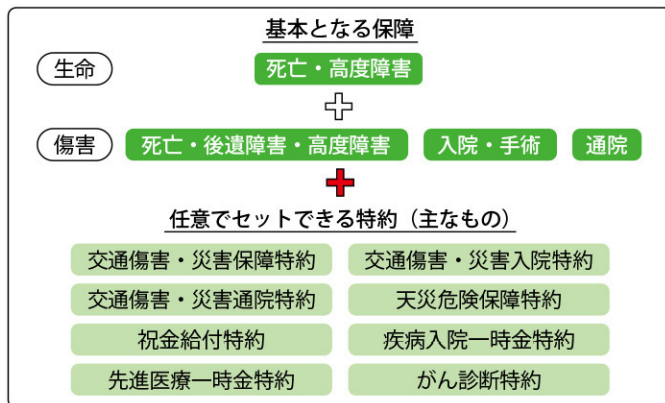
用 語	ご 説 明
共済契約者	当組合に共済契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、共済掛金の支払義務を負うことになります。
被共済者	共済の対象となる方のことをいいます。

【その他】

用 語	ご 説 明
他の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
共済金	普通共済約款およびセットされた特約により保障される傷害等が生じた場合に、組合がお支払いする金銭をいいます。
共済金額・共済金日額	共済契約により共済金をお支払いする事由が生じた場合に、当組合がお支払いする共済金の額または限度額をいいます。その金額は、共済契約者と当組合との契約によって定められます。
共済掛金	共済契約者が共済契約に基づいて組合に払い込むべき金銭をいいます。

契約締結前における確認事項**1. 組合員資格のご確認****注意喚起情報**

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認をさせていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取扱いできない場合があります。

2. 商品の仕組み**契約概要****注意喚起情報**

- ※1 一部の保障を外してご契約いただくことも可能です。
- ※2 ご契約の内容によっては、付帯できない特約があります。
- ※3 共済始期日時点の契約年齢により、付帯できない特約があります。

3. 基本となる保障等**(1) 基本となる保障****契約概要****注意喚起情報**

基本となる保障は、次のとおり構成されています。また、共済金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。

いずれも主な内容を記載していますので、詳しくはパンフレットおよび普通共済約款・特約条項をご参照ください。

共済金の種類	共済金をお支払いする場合
生命死亡共済金	共済期間中の疾病または傷害（ケガ等）により死亡した場合に共済金をお支払いします。
生命高度障害共済金	共済期間中の疾病または傷害（ケガ等）により高度障害状態となった場合に共済金をお支払いします。

共済金の種類	共済金をお支払いする場合
傷害死亡共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に共済金をお支払いします。
傷害高度障害共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態となった場合に共済金をお支払いします。
傷害後遺障害共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害等級表に掲げる等級（第1級から第14級まで）に応じて、傷害死亡共済金額の4%～100%をお支払いします。ただし、共済期間を通じて合算して傷害死亡共済金額が限度となります。
傷害入院共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により入院した場合、入院した日数に対し、共済証書記載の日数を限度として、1日につき傷害入院共済金日額をお支払いします。
傷害手術共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により、病院または診療所において手術を受けた場合に共済金をお支払いします。 ●入院中の手術………傷害入院共済金日額の10倍 ●外来で受けた手術…傷害入院共済金日額の5倍 ただし、1事故につき1回の手術に限りします。なお、1事故に基づく傷害（ケガ等）に対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合の傷害手術共済金をお支払いします。
傷害通院共済金（実日数タイプ）※79歳まで付帯可能	共済期間中の傷害（ケガ等）により通院された場合、共済証書記載の日数を限度として、1日につき傷害通院共済金日額をお支払いします。ただし、傷害入院共済金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院共済金をお支払いしません。 (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (注2) 傷害通院共済金の支払を受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院共済金はお支払いしません。

共済金の種類	共済金をお支払いする場合
傷害通院共済金 (通院期間タイプ) ※79歳まで付帯可能	共済期間中の傷害(ケガ等)により平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、通院された場合、通院期間の開始日から終了日までの日数に対し傷害通院支払限度日数表に掲げる日数を限度として傷害通院共済金日額をお支払いします。ただし、傷害入院共済金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院共済金をお支払いしません。 (注) 傷害通院共済金の支払を受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院共済金はお支払いしません。

(2) 付帯できる主な特約

主な特約の概要は次のとおりです。

下記特約の詳細および下記に記載のない特約については、普通共済約款・特約条項をご参照ください。

契約概要

特約の種類	共済金をお支払いする主な場合
交通傷害・災害保障特約 ・交通傷害・災害死亡共済金 ・交通傷害・災害高度障害共済金 ・交通傷害・災害後遺障害共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害(ケガ等)に対して、傷害特約により傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金、傷害後遺障害共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。
交通傷害・災害入院特約 ・交通傷害・災害入院共済金 ・交通傷害・災害手術共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害(ケガ等)に対して、傷害入院特約により傷害入院共済金、傷害手術共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。
交通傷害・災害通院特約 (実日数タイプ) ※79歳まで付帯可能	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害(ケガ等)に対して、傷害通院特約(実日数タイプ)により傷害通院共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。
交通傷害・災害通院特約 (通院期間タイプ) ※79歳まで付帯可能	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害(ケガ等)に対して、傷害通院特約(通院期間タイプ)により傷害通院共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。
がん診断特約 ※69歳まで付帯可能	共済期間中にがんを診断確定された場合に、共済証書記載のがん診断共済金をお支払いします。
疾病入院一時金特約 ※69歳まで付帯可能	共済期間中に疾病により継続して20日以上入院した場合に、共済証書記載の疾病入院一時金をお支払いします。 なお、共済期間中に1回の支払を限度とします。
先進医療一時金特約 ※69歳まで付帯可能	共済期間中に先進医療による療養を受けた場合に、30万円を限度に先進医療の技術料を先進医療一時金としてお支払いします。 なお、共済期間中に1回の支払を限度とします。
祝金給付特約 ※69歳まで付帯可能 ※生存祝金は5年経過ごとの場合は65歳まで、10年経過ごとの場合は60歳までが新規付帯可能	共済期間中に所定の要件を満たした場合に、共済証書記載の「結婚祝金」「出産祝金」「生存祝金」をお支払いします。 「結婚祝金+出産祝金+生存祝金」「結婚祝金+出産祝金」または「生存祝金」から選択いただけます。 生存祝金が付帯された契約を途中で解約した場合には、支払われる共済金等はございませんのでご注意ください。

(3) 共済金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

共済金の種類	共済金をお支払いしない主な場合
生命死亡共済金 生命高度障害共済金	■初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為 ■故意または重大な過失 ■闘争行為または犯罪行為 ■刑の執行 ■戦争、外国の武力行使または暴動等 など

傷害死亡共済金 傷害高度障害共済金 傷害後遺障害共済金 傷害入院共済金 傷害手術共済金 傷害通院共済金	■故意または重大な過失 ■闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注) ■頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (注) 天災危険保障特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。
--	--

(4) 共済金額の設定

共済金額の設定にあたっては、次の①、②にご確認ください。

- ① 各共済金額・日額には、引受けの限度額があります。
- ② お客様が実際に契約する共済金額は、共済契約申込書の共済金額欄等でご確認ください。

(5) 共済期間および共済責任の開始時期

契約概要

注意喚起情報

- ① 共済期間
共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年とします。ただし、共済契約申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。
- ② 共済責任の開始時期
初年度契約の場合、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時とします。ただし、口座振替の場合は、共済期間の初日の午前0時とします。

4. 共済掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1) 共済掛金の決定の仕組み

共済掛金は、共済金額、保障範囲等によって決定されます。お客様が実際に契約する共済掛金については、共済契約申込書の共済掛金欄でご確認ください。

(2) 共済掛金の払込方法

契約概要

注意喚起情報

- 共済掛金の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。また、口座振替で払い込むことができます。なお、口座振替で払い込む場合は、領収証を発行しません。
(ご契約時に共済掛金を払い込む方法の場合のご注意)
- ・共済期間が始まった後でも、「共済掛金口座振替特約」により共済掛金の払込みが猶予される場合を除き、共済期間の初日(始期日)から取扱代理所または当組合が共済掛金を領収するまでの間に生じた共済金支払事由に対しては、共済金をお支払いしません。
 - ・共済掛金の払込みを完了する前に、死亡共済金、高度障害共済金、傷害死亡共済金または傷害高度障害共済金の支払事由が生じた場合で、共済掛金に未納分があるときは、これを徴収します。
 - ・共済掛金の払込方法が分割払の場合、第2回目以降の共済掛金は払込期日までに払い込んでください。払込期日までに払い込みがないときは、共済契約は失効となります。

(3) 共済掛金の払込猶予期間の取扱い

注意喚起情報

- ① 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、払込期日までに共済掛金の払い込みがない場合は、払込期日の属する月の翌月末日までを払込猶予期間とします。
- ② 払込猶予期間までに共済掛金の払込みがない場合、共済金支払事由が発生しても共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

5. 満期返れい金

この共済には、満期返れい金はありません。

契約概要

契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務

注意喚起情報

(共済契約申込書の記入上の注意事項)
共済契約者、被共済者には、告知事項(注)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(注) 危険に関する重要な事項として当組合が告知を求めるもので、共済契約申込書に★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

2. クーリングオフ

注意喚起情報

共済期間が1年を超えるご契約はできないため、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

3. 死亡共済金受取人

注意喚起情報

死亡共済金は、共済契約者(共済契約者=被共済者の場合は、被共済者の法定相続人)にお支払いします。(注)

(注)企業等がご契約者および死亡共済金受取人となり従業員等を被共済者とする場合は、被共済者となる方にこの共済の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いいたします。
ご契約後に、死亡共済金受取人を変更する場合は、被共済者の同意を確認するための署名などをいただきます。
なお、準記名式契約特約が付帯されている場合には、被共済者の法定相続人にお支払いします。

契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務

注意喚起情報

- (1) 共済契約証書記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご連絡ください。ご連絡がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。
- (2) 本共済では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。これらの職業に就かれた場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご連絡ください。ご契約を解除しますのであらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、共済金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後の身体障害に対しては、共済金をお支払いできません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競走選手（水上オートバイを含みます）、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士

- (3) 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理所または当組合までご連絡ください。

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、取扱代理所または当組合にご連絡ください。
〈ご注意いただく事項〉
ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、共済期間のうち未経過であった期間の共済掛金を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される共済掛金は、払込みいただいた共済掛金の合計額より少ない金額になりますのでご注意ください。

3. 被共済者からの解約

注意喚起情報

被共済者が共済契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被共済者は共済契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、共済契約者は解約しなければなりません。被共済者から解約のお申し出があった場合は、共済契約者は、ただちに取扱代理所または当組合までご連絡ください。

その他ご留意いただきたい事項

1. 取扱代理所の役割

注意喚起情報

取扱代理所は、共済契約の締結の代理権を有しており、当組合との委託契約に基づき共済契約の締結、共済掛金の領収、共済掛金領収証の交付、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理所とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。

2. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

この共済契約に関する個人情報は、当組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当組合が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先（共済代理所を含む）、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

契約等の情報交換について

当組合は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、一般社団法人日本共済協会をはじめとした当組合の提携先企業・団体等との間で登録または交換を実施することがあります。

再共済について 当組合は、この共済契約に関する個人情報を、再共済契約の締結や再共済金等の受領のために、再共済団体等に提供を行うことがあります。

3. 重大事由による解除

注意喚起情報

共済金を支払わせる目的でケガ等をさせた場合や共済契約者、被共済者または共済金受取人が暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。

4. 共済契約証書および共済掛金領収証の保存

注意喚起情報

共済契約証書および共済掛金領収証は大切に保存してください。

5. 継続契約について

- (1) 共済契約の継続は、共済契約満了の日の14日前までに、共済契約者により別段の意思表示がない場合には、原則として、共済契約満了の日の契約内容と同一の内容で毎年自動的に継続します。
- (2) 共済金請求状況や年齢などによって、共済期間満了後、ご契約を継続できないことや保障内容を変更させていただくことがあります。

〔保障内容変更の例〕

- ・特定の保障項目の共済金額を減額する。
 - ・特定の保障項目を保障対象外とする。
- (3) 当組合が普通共済約款、特約条項、共済掛金率等を改定した場合、改定日以降に共済期間の初日（始期日）とする継続契約には、その始期日における普通共済約款、特約条項、共済掛金率等が適用されます。そのため、継続契約の保障内容や共済掛金が継続前のご契約と異なることがあります。

6. 共済金請求のお手続きについて

- (1) 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理所または当組合より、共済金請求手続き（共済金請求に際してご提出いただく書類）に関してご案内いたします。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。
- (2) 共済金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、共済金請求権の発生時期の翌日から起算します。

7. 共済金の削減、共済掛金の追徴

注意喚起情報

当組合は、異常災害等その他の事由により損失金を補てんするため、共済金を削減または共済掛金を追徴することがあります。

この「重要事項説明書」に記載のない事項については、「普通共済約款・特約条項」をご確認ください。

連絡・相談・苦情窓口 *おかけ間違いにご注意ください。

当組合へのお問い合わせ、ご相談、苦情がある場合は

下記までご連絡ください。

東京都火災共済協同組合 03-3542-0271

※受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始を除きます）

事故が発生した場合は

すみやかに取扱代理所または下記までご連絡ください。

東京都火災共済協同組合 03-3542-0271

※受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始を除きます）

当組合との間で問題を解決できない場合は

全日本火災共済協同組合連合会（日火連）でも、ご相談および苦情を受け付けております。

中小企業共済相談受付センター 0120-511077（通話料無料）

※受付時間：午前9時～12時 午後1時～午後5時

（土日・祝日および12月29日～1月4日を除きます）

当組合および日火連でも問題解決できない場合は

一般社団法人日本共済協会 共済相談所へご相談いただくこともできます。裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。

一般社団法人日本共済協会 共済相談所 03-5368-5757

※受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始を除きます）

このパンフレットは「生命傷害共済」の概要を説明したものです。詳細については、取扱代理所または当組合にお問合わせください。

取扱代理所



とうきょう共済

東京都火災共済協同組合

〒104-0061

東京都中央区銀座2-10-18（中小企業会館）

TEL 03-3542-0271 FAX 03-3545-8606

http://www.tokyo-kyosai.or.jp

〔受付時間〕平日午前9:00～午後5:00

（土・日・祝日、年末年始を除きます。）

